

<市長提案の議案・請願について>

<p>伊藤 幾子議員</p>	<p>議案第23号 平成26年度鳥取市一般会計補正予算（第7号）（反対）</p> <p>（討論の要旨） この補正予算には、海上自衛隊の分遣隊誘致の可能性について調査・研究する事業が含まれており、その効果として人口増、経済効果、災害対応力の向上、港湾整備の促進とある。しかし、昨年7月1日に集団的自衛権の行使容認の閣議決定がされて以降、自衛隊を取り巻く状況は大きく変わってきており、従来の「戦闘地域に行ってはならない」という歯止めを外すという安倍政権の動きには、多くの国民が危機感を持ち、不安を抱いている。なぜ、このような状況のもとで海上自衛隊の分遣隊誘致に関する予算を提案するのか。誘致の可能性の調査・研究とはいえ、市民には唐突すぎる問題である。若手職員による自由な発想、異次元の政策提案だと言うが、最終的な予算案は市長が作成するものであり、情勢をきちんと踏まえるべきである。</p>
<p>吉野 恭介議員</p>	<p>議案第23号 平成26年度鳥取市一般会計補正予算（第7号）（賛成）</p> <p>（討論の要旨） 自衛隊の主たる任務は、我が国の平和と独立を守ることだが、災害救助活動や災害派遣も任務とされている。東日本大震災においても人命救助、捜索、物資の輸送、被災住民の生活支援や被災地の復興に至るまで最前線で活躍し、災害時には自治体や住民にとって心強いパートナーである。海上自衛隊の部隊が近くに存在するという事は、本市のみならず圏域全体に及ぼす災害対応力の向上に威力を発揮する事は間違いないと考えられる。また自衛隊の誘致により、周辺整備も行われるなど経済的効果も期待できる。 ただし、自衛隊は国の機関のため国の考え方があり、たとえ本調査の結果、誘致を望んだとしても叶わない場合もあり、望みどおり自衛隊の誘致が決まったとしても、私たちが本当に誘致をするか否かの判断にあたっては、調査結果を踏まえた地域住民への説明・理解や、その代表である市議会への説明・理解を得ることが必要かつ重要となる。その為にも、本予算を活用し私たちが正しい知識や情報を得て、しっかりと誘致の可能性について調査・研究しておく事はとても有意義であり重要だと考える。</p>

<p>角谷 敏男議員</p>	<p>議案第2号 平成27年度鳥取市一般会計予算（反対） 議案第4号 平成27年度鳥取市簡易水道事業費特別会計予算（反対） 議案第12号 平成27年度鳥取市介護保険費特別会計予算（反対） 議案第17号 平成27年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算（反対） 議案第19号 平成27年度鳥取市水道事業会計予算（反対） 議案第73号 平成26年度鳥取市一般会計補正予算（反対） 議案第43号 鳥取市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（反対） 議案第47号 鳥取市教育長の給与等に関する条例等の廃止等について（反対） 議案第50号 鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について（反対） 議案第54号 鳥取市水道事業給水条例の一部改正について（反対） 議案第72号 鳥取市介護保険条例の一部改正について（反対） 議案第73号 平成26年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）（反対） 議案第77号 鳥取市職員給与条例及び鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正について（反対） 平成27年請願第1号 集团的自衛権関連法案を国会に提出しないよう求める意見書提出を求める請願（賛成）</p> <p>（討論の要旨） 議案第2号平成27年度鳥取市一般会計予算と議案第73号平成26年度鳥取市一般会計補正予算について、来年度予算案の中には、市政運営において重要な問題がある。まず、市政運営と予算案編成に係わる問題として、地方創生と中核市移行がある。今議会では議論が集中した地方創生に関する各事業は、市民に一時的なメリットはあるが、真に市民生活を守り地域の活性化の事業として推進していくためには、政府がそれを打ち出した理由・背景をきちんと捉えて対応することが必要である。特に、合併した本市のこの10年間における全市のな均衡ある発展や一体的な地域振興はどうであったのか、そして中核市への移行という都市のあり方を検討するときに、市民がその是非を判断するうえでも、合併の成果と課題をしっかりと検証することが求められている。</p> <p>議案第17号平成27年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算について、本市の行財政運営において看過できないことは民間企業の運営手法が持ち込まれており、国保料滞納者の人間ドックの利用制限や市民税滞納者の市営住宅入居申し込み制限など生活困窮者への市民サービスの制限を広げること、自己責任を強める一方、行政の公的責任を回避することに繋がる。さらに、最近では市民と事業に対する補助金は投資であるということさえも言われ、ますます行政運営と市民サービスに、自助・共助を持ち込み、運営手法が民間と同様な性格になりつつある。このような市政運営は、住民の健康、安全、福祉の向上を本旨とする地方自治の基本理念に逆行する。</p> <p>議案第4号簡易水道事業費特別会計と第19号水道事業会計については、飲み水に消費税が転嫁され、第19号には青谷町の水道料金の11%引き上げを含んでいる。合併後の新地域における地域振興の現状を鑑み、5年間程度の緩和措置を取ることを求める。</p> <p>議案第12号平成27年度鳥取市介護保険費特別会計予算と議案第72号鳥取市介護保険条例の一部改正について、介護保険料の基準額が17%も引き上げられ、本市の低所得者対策は、保険料の範囲での財源であり不十分である。市民からの保険料軽減の要望に応えるため、国が軽減措置を取る予定であった財源の残り1億3千万円余りが、一般会計から介護保険会計に繰り出す財政支援をするべきである。</p> <p>議案第43号鳥取市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてと議案第47号鳥取市教育長の給与等に関する条例等の廃止等について、教育委員会制度を定める法律、地方教育行政の組織と運営に関する法律の改悪によるものである。今議会での議論ではこれまで市長と教育委員会の権限や役割が変わらないとの答弁だが、変わらないならなぜ条例を変えるのか。国会答弁では、教育委員会との調整がつかない場合、首長が勝手に大綱を定めることは、望ましいことではないと言っているが、法律で禁止されていない。法改正で何も変わらないと言っても、今後法律解釈が変更されることも否定できない。2つの条例議案には、こうした教育委員会制度に関わる重要な問題が背景にあり、賛成できない。</p> <p>議案第50号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正については、その基準を緩和するものであり、スタッフの負担増加と利用者のサービス低下が強く懸念される。</p> <p>議案第77号鳥取市職員給与条例及び鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正については、この改正の主要な点は全職員の給与の引き下げであり、変換緩和措置が4年間保証されているが、平均では2%、高齢層では最大4%の引き下げである。ラスパイレス指数は、平成26年4月には97.6%であり、公務員給与の水準は、中小企業が多い本市の民間企業との給与水準の目安であり、今日消費税増税による地域経済への影響がある中で、今回の改定で生活不安を強め地元経済にも悪影響を与えかねない。給与の引き下げは、市民の生命と安全は守れない。本市の世界平和都市宣言と非核平和都市宣言の趣旨を生かす点からも、この請願は採択すべきである。</p>
<p>魚崎 勇議員</p>	<p>議案第2号 平成27年度鳥取市一般会計予算（賛成） 議案第4号 平成27年度鳥取市簡易水道事業費特別会計予算（賛成） 議案第12号 平成27年度鳥取市介護保険費特別会計予算（賛成） 議案第17号 平成27年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算（賛成） 議案第19号 平成27年度鳥取市水道事業会計予算（賛成） 議案第50号 鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について（賛成） 議案第54号 鳥取市水道事業給水条例の一部改正について（賛成） 議案第72号 鳥取市介護保険条例の一部改正について（賛成） 議案第73号 平成26年度鳥取市一般会計補正予算（第8号）（賛成） 議案第77号 鳥取市職員給与条例及び鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正について（賛成）</p> <p>（討論の要旨） 議案第2号平成27年度鳥取市一般会計予算について、中核市移行への取り組みは少子高齢化で人口が減少している本市にとって、将来を見据えた効果的な取り組みである。越谷市では平成15年に特例市へ移行してから7年後、平成22年に中核市移行を決断し、5年後の年平成27年4月に中核市となる。本市は合併後すでに10年経過しており決して早くはない決断であり、中核市移行後、更なる飛躍をし、連携中核都市として県東部、兵庫県北部も含め牽引して行く上で中核市移行はとても重要な施策であるとする。</p> <p>議案第4号平成27年度鳥取市簡易水道事業費特別会計予算・議案第19号平成27年度鳥取市水道事業会計予算について、両事業とも水道料金は基本料金と使用料金で構成され、使用量に応じて段階的に利用料が上がっていき、また、簡易水道事業と水道事業を平成29年に統合し、更なる健全運営を目指す上で水道料金に消費税を含めることは妥当であるとする。</p> <p>議案第12号平成27年度鳥取市介護保険費特別会計予算・議案第72号鳥取市介護保険条例の一部改正について、この介護保険事業特別会計は近年の高齢化による要介護認定者の増加に伴い今後より良い高齢者介護を行うことが求められており、この一部改正は高齢者介護を若者から高齢者で段階的に社会全体で支え相互扶助によって賄う社会制度として必要であるとする。</p> <p>議案第17号平成27年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算について、本市は鳥取県後期高齢者医療広域連合に加入し県全体で公平かつ効率的な運営を行っており、また、その運営には本市議会議員も委員として参加し市民の声を反映させている。</p> <p>議案第50号鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、従来厚生労働省が行っていた制度を地方分権一括法の施行に伴い市町村に権限移譲された事業であり、地域密着型で小規模、多機能なグループホーム等の人員、設備、運営の基準を本市が定めることが出来、きめ細やかな介護サービスを市民の皆様に提供するため条例の改正をするものである。</p> <p>議案第54号鳥取市水道事業給水条例の一部改正について、平成16年合併時に決められた合併調整方針に基づき、鳥取、国府、河原及び青谷地区の水道料金を平成27年に統一し本市の水道料金の公平を期すものである。</p> <p>議案第73号一般会計補正予算について、本市の災害対応能力の向上、また、周辺都市への災害時救援を考へても海上自衛隊分遣隊誘致の検討は大きな意義があると考える。</p> <p>議案第77号市職員給与条例及び退職手当支給条例の一部改正について、本市職員の給与は、原則人事院勧告に準じた改定が行われ、国と同様な給与制度となっており、昨年11月には平成26年度の人事院勧告に準じて給与や期末勤勉手当などを4月に遡及して引き上げがなされており、今回の条例改正は人事院勧告のうち、地域による民間給与水準の適切な反映を目的とした「給与制度の総合的見直し」を踏まえた条例改正であり、本市も国と同様に人事院勧告に準じた給与制度とするのが適当であるとする。</p>

<p>岡田 信俊議員</p>	<p>議案第43号 鳥取市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（賛成） 議案第47号 鳥取市教育長の給与等に関する条例等の廃止等について（賛成）</p> <p>（討論の要旨） （討論の要旨） 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が昨年6月20日に一部改正され、本年4月1日から施行される。 議案第43号は、教育長の職務に専念する義務の特例に関して、必要な事項を定めるものであり、具体的には、厚生に関する計画の実施に参加する場合と、任命権者である首長ではなく、教育委員会が認める場合に、その職務専念義務が免除されるとするものである。本市の「職務に専念する義務の特例に関する条例」では、特別職と一般職の職務専念義務の免除に関して定めがあるものの、新教育長の身分等を考慮し、新たな条例を制定しようとするものであるため、提案内容は適当なものと判断する。 議案第47号は、新教育長の身分が一般職から特別職になることに伴い、「鳥取市教育長の給与等に関する条例」を廃止し、「特別職の職員給与に関する条例」で教育長の給与を定め、「特別職の職員の旅費等に関する条例」、及び「鳥取市職員定数条例」の所要の整理をしようとするものであるため、提案内容は適当なものと判断する。</p>
<p>前田 伸一議員</p>	<p>平成27年請願第1号 集团的自衛権関連法案を国会に提出しないよう求める意見書提出を求める請願（反対）</p> <p>（討論の要旨） 本請願では、「他国を防衛することそのものを目的とするような集团的自衛権」を念頭に、武力行使容認を昨年7月1日の閣議決定により強行したと主張している。しかし、閣議決定では武力行使にかかる厳格な「武力行使の新3要件」を定め、本請願文が意味する集团的自衛権は認めていない。 請願ではこの閣議決定に基づいた具体法案を国会に提出しないことを求めているが、閣議決定で示された基本的な歯止めを法案の中身に反映させることで、国民が安心感を持ち、日本が平和国家として歩んでいくことができるものと確信する。よって、この請願に反対するものである。</p>

<議員提案の議案について>

<p>伊藤 幾子議員</p>	<p>議案第6号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書の提出について（反対）</p> <p>（討論の要旨） 農業就業者の高齢化がすすみ、担い手不足により、農業と農村が崩壊しかねない。そして、食料自給率の向上、国土や環境保全の問題も農村地域にとどまらず、日本社会が真剣に向き合うべき待ったなしの課題である。 農業生産基盤の整備は欠くことのできない事業であり、日本の農業を支える農家と農地を守るための必要な公共事業は進めなければならないが、農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進は問題があると考えます。農地中間管理機構では受け手が見込めない農地は預からず、耕作放棄地の解消にはつながらない。農地中間管理機構のフル活用を行うなら、当面受け手の見込めない農地も借り入れ対象にし、受け手が見つかるまで管理や基盤整備をおこなうことや、貸し出し先は地域の担い手を優先しないと、農業の発展にはつながらないと考える。</p>
<p>西村 紳一郎議員</p>	<p>議案第6号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書の提出について（賛成）</p> <p>（討論の要旨） 農業・農村は、豊かな自然・うつくしい景観、そして水源の涵養等多くの多面的な機能を持っているが、その現状は農家の高齢化、後継者・担い手不足による耕作放棄地の発生など将来の展望が開けない状況であり、その中でも特に中山間地は深刻な状況である。あらゆる施策を展開し農地を維持していく処置を講じるための予算確保は必要と考える。 あわせて、農業を健全に営むために計画的な農業施設の長寿命化が求められており、予算処理を講じて行くこと、担い手・集落営農組織においては土地改良事業、生産基盤整備事業を活用し持続可能な農業生産活動に向け規模拡大・農業所得の収益性確保に対する取り組みに支援されることを望む。農村においては集落機能の維持に共同で取り組む農村整備活動は不可欠であり、農家は農地を守り、農業を営み今日に至っている。中山間地域農業振興への支援及び農村集落を守るための農地・用水路、農道、そして景観・環境を管理するための事業予算は必要と考える。</p>